

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練、人材育成等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、人的資本経営の考え方にに基づき、創出した利益を働き手と働きやすい環境へ適切に還元する好循環の実現や、定年後処遇改善など人への積極的投資を最優先課題と捉え、従業員一人ひとりが誇りとやりがいを持ちながら働くことができる環境整備とエンゲージメント向上に取り組めます。あわせて、教育訓練、人材育成等については、百貨店の店頭・営業現場における「仕入・販売のプロ」の育成や、多様なグループ会社が各業界でも影響力を発揮できるよう、金融、デジタル、マーケティングなどの「プロ人材」の育成に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/108708-10-00-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、創業 200 周年となる 2031 年にグループがめざす姿＝グランドデザインを「お客様・従業員・お取引先・地域社会など、全てのステークホルダーの『こころ豊かな生活を実現する身近なプラットフォーム』」と定めております。この実現に向け、総合戦略「まちづくり」のもと、当社ならではの新たな価値の提供に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和 7 年 8 月 27 日

株式会社高島屋 代表取締役社長 村田 善郎